17. 全ての加盟国が、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練（応用物理学、応用コンピューター・シミュレーション及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む。）を防止することを決定する。

18. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議に違反していかなる品目も移転されないことを確保する目的で、全ての国が、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物、北朝鮮、その国民若しくはそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、それらにより所有され若しくは管理される団体若しくは指定された個人若しくは団体により仲介若しくは促進される貨物又は北朝鮮籍の航空機若しくは海洋船舶で輸送されている貨物であって、自国の領域（空港、海港及び自由貿易地帯を含む。）の内にある又はそこを通過するものを検査することを決定するとともに、各国に対して、そのような検査を、各国が人道的目的のものであると決定する貨物の移転に与える影響を最小限にする方法で実施することを要請する。

19. 加盟国が、自国民及び自国の領域内の者が北朝鮮に対して自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機をリース若しくはチャーターすること又は北朝鮮に対して乗員サービスを提供することを禁止することを決定し、そのような禁止は、いかなる指定された個人又は団体、その他のいかなる北朝鮮の団体、制裁回避を支援した若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議の規定に違反したと国が決定する個人又は団体、前記のいかなる者の代理として又はその指示により行動するいかなる個人又は団体、及び前記のいかなる者により所有され又は管理されるいかなる団体にも適用されることを決定し、加盟国に対し、北朝鮮が所有し、運航し、又は船員を提供する船舶の登録を解除するよう要請し、さらに、加盟国に対してこの規定に従って他の加盟国により登録を解除されたいかなる船舶も登録しないよう要請するとともに、この規定が個別の案件に応じて委員会に事前に通知されたリース、チャーター又は乗員の提供には適用されないことを決定する。通知は、（a）そのような活動が専ら生計目的のものであって、北朝鮮の個人又は団体により収入を生み出すために使用されないことを示す情報及び（b）そのような活動が前記の決議の違反に貢献することを防止するためにとられる措置に関する情報を伴うものとする。

20. 全ての加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、及び北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うこと又は保険をかけることを禁止することを決定するとともに、この措置が、委員会に対して活動の詳細な情報（そのような活動に関与する個人及び団体の名前、そのような活動が専ら人道的目的又は専ら生計目的のものであって、北朝鮮の個人又は団体により収入を生み出すために使用されないことを示す情報、及び決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の違反に貢献することを防止するためにとられる措置に関する情報を含む。）が提供された後に、個別の案件に応じて委員会により事前に通知された活動には適用されないことを決定する。

21. 全ての国は、航空機が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を積載していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、緊急着陸の場合を除き、また、検査のためという条件の下で着陸する場合を除き、自国の領域への離着陸又は上空通過の許可を与えないことを決定するとともに、全ての国に対し、上空通過の許可を与えることを許可するか検討する際には、既知のリスク要因を評価することを要請する。

22. 全ての加盟国は、緊急事態の場合若しくは船舶が出発港に戻る場合、検査のために必要とされる場合又は委員会が人道的目的若しくはこの決議の目的に適合するその他の目的で入港が必要とされると事前に決定する場合を除き、船舶が指定された個人若しくは団体によって直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理されている、又は、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている貨物を積載していると信じる合理的根拠があることを示す情報を当該加盟国が有する場合には、当該船舶が自国の港に入ることを禁ずることを決定する。

23. 委員会が北朝鮮企業オーシャン・マリタイム・マネージメント・カンパニー（ＯＭＭ）を指定したことを想起し、この決議の附属書Ⅲに規定された船舶がＯＭＭによって管理され又は運航される経済資源であり、それゆえに、決議第千七百十八号（二千六年）８（ｄ）の規定により課された資産凍結の対象となっていることに留意するとともに、加盟国は当該決議の関連規定の実施を求められていることを強調する。

24. 北朝鮮が、全ての化学及び生物兵器並びに当該兵器関連計画を放棄し、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国としてその義務に厳格に従って行動することを決定するとともに、北朝鮮に対し、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に加入し、その規定を直ちに遵守することを要請する。

25. 追加物品の指定を通じ、決議第千七百十八号（二千六年）８の規定及びこの決議により課された措置を調整することを決定するとともに、委員会に対し、このためにその任務を遂行し、この決議の採択から十五日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。

26. 委員会に対し、この決議の採択から六十日以内に、及びその後は毎年、Ｓ／二〇〇六／八五三／ＣＯＲＲ．一に含まれる品目を見直し、更新するよう指示する。

27. 決議第千七百十八号（二千六年）８（ａ）及び（ｂ）の規定により課された措置は、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画若しくはその他の大量破壊兵器計画、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により禁止された活動、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された措置の回避に貢献し得ると国が決定する場合には、いかなる品目にも適用されることを決定する。

28. 決議第千八百七十四号（二千九年）14から16までの規定及び第二千八十七号（二千十三年）８の規定を再確認するとともに、これらの規定は、この決議18の規定に従って実施される検査において確認された、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議により供給、販売、移転が禁止されているあらゆる品目に関しても適用されることを決定する。